

電気通信行政情報システム 調達計画書

(区分：A. 最適化対象業務・システムの構築)
特定情報システムの該当 (有 ・ 無)

総務省情報通信政策局情報流通振興課

目 次

1 業務の概要	3
(1) システムの全体像	3
(2) 対象業務	3
2 調達計画	5
(1) 設計・開発する情報システムの方式	5
(2) ハードウェアとソフトウェアの分離調達の内容	5
(3) 設計・開発等の工程、運用の工程及び保守の工程の分離調達の内容	5
(4) 設計・開発等の工程の管理に関する内容	5
(5) 調達スケジュール	5
3 その他	6
(1) 評価方式	6
(2) 契約形態	6
(3) 知的財産権の取扱	7
(4) 入札制限	7
(5) 制約条件等	7
4 妥当性証明	7
5 窓口連絡先	8

別添 1 電気通信行政関連業務における業務・システムの最適化計画

別添 2 システム構成図

1 業務の概要

(1) システムの全体像

本調達計画書（以下「本書」という。）で対象とするシステムは、「電気通信行政関連業務における業務・システム最適化計画」（平成18年3月27日総務省行政情報化推進委員会決定）（以下「最適化計画」という。）の対象である「電気通信行政情報システム」（「電気通信番号データベース」を含む。以下「STARS」という。）とする。

STARSは、電気通信行政に関する申請・届出受付、審査、決裁、原簿登録・変更及び許可状等発給の許認可業務並びにこれらに関連する告示、統計処理等並びにこれら进行处理するシステムで、昭和49年に電気通信行政の許認可業務の事務処理の効率化を図るため、無線従事者等のデータベースを管理するシステムとして運用を開始した。その後、順次対象業務の拡大を行うとともに、電子申請への対応など許認可業務における審査の効率化を図り、現在650万件を超える許認可データを処理、管理している。

最適化計画の詳細については、別添1を参照のこと。

(2) 対象業務

① 業務分野

本書で対象とする業務は、無線従事者管理業務、電気通信資格者等管理業務、有線放送管理業務、高周波利用設備管理業務、端末機器の技術基準適合自己確認等管理業務、審査支援情報共有化業務、住基ネット利用の即時検索業務、電気通信番号管理業務」の各業務である。

② 業務内容

【対応システム機能概要一覧】

業務名称		対応システム機能概要
無線従事者管理業務	無線従事者管理	・無線従事者免許証交付に係る申請書の受付・審査・原簿登録や、免許証の発行等を行う機能
	船舶局無線従事者管理	・船舶局に設置されている無線設備操作に必要な船舶局無線従事者証明に係る申請書の審査・登録・発行・失効等を行う機能
	学校等認定管理（従事者）	・無線従事者資格試験科目の一部または全部を免除される学校等の認定に係る申請書の受付・審査・登録・科目削除等を行う機能
	科目確認	・開設科目の無線従事者免許に必要な科目への適合に関する学校等の事前確認に係る申請書の受付・登録を行う機能
電気通信資格者等管理業務	電気通信主任技術者資格者	・電気通信主任技術者資格者証交付に係る申請書の受付・審査・原簿登録や、資格者証の発行等を行う機能

	管理	
	電気通信主任技術者資格者管理の学校等認定管理（資格者）	・電気通信主任技術者の資格試験科目の一部を免除される科目を設置している学校の認定に係る申請書の受付・審査・登録・科目削除等を行う機能
	工事担任者資格者管理	・工事担任者資格者証交付に係る申請書の受付・審査・原簿登録や、資格者証の発行等を行う機能
	工事担任者資格者管理の学校等認定管理（資格者）	・工事担任者試験の一部科目が免除される学校等の認定に係る申請書の受付・審査・登録等を行う機能
有線放送管理業務	CATV 管理	・CATV に関する申請書及び届出書の受付、審査、事業者及び施設等の管理を行う機能
	有線ラジオ放送管理	・有線ラジオ放送に関する届出書の受付、報告書等の管理を行う機能
高周波利用設備管理業務	高周波利用設備管理	・高周波を利用する医療機器設備等設置許可に係る申請書等を管理する機能
端末機器の技術基準適合自己確認等管理業務	端末の技術基準適合自己確認等管理	・電話機、FAX、モデム等の電気通信回線設備に接続される端末機器に対する技術基準適合自己確認に係る届出書等の管理を行う機能。
審査支援情報共有化業務	審査支援情報共有化	・審査支援業務に係るノウハウ、資料等のコンテンツ共有を職員が行うナレッジ・マネジメント機能
住基ネット利用の即時検索業務	住基ネット利用の即時検索	・「無線従事者管理業務」、「電気通信主任技術者資格者管理業務」、「工事担当者資格者管理業務」において、本人確認情報取得のために使用する検索機能
電気通信番号管理業務	電気通信番号管理	・電気通信番号の割り当て状況等を管理するデータベースシステム

③ 業務の制約条件、環境条件

- ・業務時間は、原則として24時間365日とする。
- ・ハードウェアは、バックアップシステムを除き既存のものを使用する。

2 調達計画

(1) 設計・開発する情報システムの方式

本書の設計・開発する情報システムの方式は、1つの共通基盤システムを複数の個別業務システムに分離して構築し、分離調達を可能とする設計・開発の方式を採用しているが、特定情報システムに当たらないため、必ずしも分離調達を行うものではない。ただし、(2)及び(3)については分離調達を行う。

関連他システムとの関係も含めたシステム概要図については、別添2を参照。なお、別添2は最適化計画に基づき現時点で開発中のものであり、開発の進展により変更があり得る。

(2) ハードウェアとソフトウェアの分離調達の内容

ハードウェア（OS等のハードウェアと不可分な既製のソフトウェアを含む。）とソフトウェアに関しては、分離して調達を行う。

(3) 設計・開発等の工程、運用の工程及び保守の工程の分離調達の内容

設計・開発工程と運用の工程及び保守工程に分離して調達を行う。ただし、ハードウェアの保守については、ハードウェアの調達と一括して行う。

(4) 設計・開発等の工程の管理に関する内容

設計・開発等の工程の管理については、開発の規模等を考慮して、調達の必要性の有無を検討する。

(5) 調達スケジュール

STARSが今後予定している主な調達スケジュールは次のとおりである。

	平成19年度 以前	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 以降
最適化行程管理	----->	----->			
最適化開発	----->	----->			
バックアップシステム			—————>	—————>	—————>
システムの運用			—————>	—————>	—————>
ハードウェア(現用機器)	----->	----->	----->		
ハードウェア				—————>	—————>

※ -----> は、実施済みの調達案件

- ① 最適化計画決定後、政府調達の基本指針の適用開始（平成19年7月1日）以前に実施済みの調達名及び受注事業者は以下のとおりである。

契約日	調達名	受注事業者
平成18年 7月31日	電気通信行政情報システムの最適化 実施事業に係る工程管理の請負	アイ・ビーエム ビジネス コンサルティングサ ービス株式会社
平成18年 8月10日	電気通信行政情報システムの最適化 事業実施に係るシステム開発の請負	日本電気株式会社

- ② 今後の予定スケジュールは、以下のとおり。

○ 最適化実施事業に係るバックアップシステムの借入

入札公告 官報公示 平成20年5月頃

適合証明提出期限 平成20年7月頃

（または提案書提出期限）

落札者決定 平成20年7月頃

なお、借入期間は、平成21年3月から概ね4年間を予定している。

○ システムの運用

入札公告 平成21年2月頃

適合証明提出期限 平成21年2月頃

落札者決定 平成21年3月頃

○ システムの保守（ハードウェアを除く）

法令の改正、その他業務上の要求によりシステムの改修の必要が発生した際は、本書に基づき適宜調達を実施し、別途、調達計画の作成は行わない。

○ ハードウェアの更改

現在借り上げしている基幹となるハードウェアの更改については平成21年度頃を予定している。

3 その他

(1) 評価方式

一般競争入札（総合評価落札方式または最低価格落札方式）を実施する予定。

(2) 契約形態

①開発等の調達については請負契約によるものとする。

・最適化事業実施に係る設計・開発の事業者については、3年間の国庫債務負担行

為による調達とし、18年度に契約済み。

- ・最適化事業実施に係る設計・開発等の工程管理支援事業者についても、3年間の国庫債務負担行為による調達とし、18年度に契約済み。
- ・運用の事業者については、単年度契約とするが、必要性があれば国庫債務負担行為による契約も検討する。
- ・保守の事業者については、単年度契約とするが、事業の規模等により必要性があれば国庫債務負担行為による契約も検討する。

②ハードウェアの調達については、原則として、賃貸借契約によるものとする。

- ・賃貸借契約は、複数年契約となる場合は、国庫債務負担行為による契約を検討する。

(3) 知的財産権の取扱

汎用パッケージソフトをそのまま用いる場合を除き、本システムの設計・開発工程、運用・保守工程等において、独自に開発したソフトウェアや策定したドキュメント等についての知的財産権は、すべて調達担当課室に帰属することとなる。

(4) 入札制限

本書に関する妥当性確認を行った総務省CIO補佐官及び支援スタッフ(任期付職員、非常勤職員、官民交流法に基づき採用された職員を除く)がその現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。)については、入札に参加することはできない。

(5) 制約条件等

STARSと連携等を行っている(予定している)システムは以下のとおり。

- ・総合通信局LAN
- ・次期総務省LAN
- ・総務省総合文書管理システム
- ・電子申請受付システム
- ・総合無線局監理システム
- ・住民基本台帳ネットワークシステム

4 妥当性証明

確認者

総務省 情報通信政策局 情報流通振興課長 水野 紳志

5 窓口連絡先

本書に関する問い合わせ等の窓口連絡先は、以下のとおりである。

総務省	情報通信政策局	情報流通振興課	課長補佐	福田	和弘
総務省	情報通信政策局	情報流通振興課	制度係長	加藤	直明

電話：03－5253－5748

E-Mail：stars-chotatsu@ml.soumu.go.jp

電気通信行政関連業務における業務・システム最適化計画

2006年（平成18年）3月27日

総務省行政情報化推進委員会決定

1 業務・システムの概要及び最適化の基本理念

本最適化計画が対象とする業務・システムは、電気通信行政における「無線従事者免許、電気通信資格者、有線放送、高周波利用設備、端末機器の技術基準適合、電気通信番号」に関する申請・届出受付、審査、決裁、原簿登録・変更及び許可状等発給の許認可業務並びにこれらに関連する告示、統計処理等並びにこれら进行处理する「電気通信行政情報システム（以下、STARSという。）」及び「電気通信番号管理データベース」である。

電気通信行政関連業務の実施においては、「我が国が5年以内（2005年）に世界最先端のIT国家となる」との目標を掲げるe-Japan戦略（2001（平成13）年1月22日IT戦略本部決定）に沿って、情報通信技術の急速な進展を背景とした時代の要請に対応するため、情報通信審議会、電波監理審議会、各種研究会等の審議等を受けて制度改正を実施することにより、業務の簡素化・合理化を進展させ、国民・企業等への利便性の高い良質な行政サービスを提供することが求められている。

また、政府全体として、電子政府の実現に向けた電子政府構築計画によって、行政内部の電子化はもとより行政情報の電子的提供及び行政手続の電子申請の実現並びに情報セキュリティ対策の強化が喫緊の取組課題として要請されている。

このため、電気通信行政関連業務の業務・システムにおいてもこれらの要請に的確に応え、便利で安心な行政サービスの提供及び効率的かつ合理的なシステムを実現することが重要となっている。本最適化に当たっては、当該目的を一層効果的、効率的に実現するべく、時代のニーズを的確に捉え、

(1) 情報通信技術を活用した業務の効率化、合理化及び高度化

(2) システムの安全性・信頼性の確保

(3) 情報通信技術の進展に応じた情報システムの効率的、合理的な整備・運用による経費削減

(4) 国民・企業等への利便性の高い良質なサービスの提供を基本理念とする。

2 最適化の実施内容

電気通信行政関連業務の業務・システムについて、次に掲げる最適化を実施することにより、年間延べ約4,200時間（試算値）の業務量削減、年間約170百万円（試算値）のシステム運用に係る経費削減を行うことが可能と見込まれる。

(1) 電気通信行政における許認可業務の効率化、合理化及び高度化の推進

ア 単純な作業の委託

無線従事者免許証の発給については、現状において外部委託を活用しており、今後とも

引き続き推進する。

また、電気通信資格者証のうち、無線従事者免許証と同様のラミネート加工処理の作業が発生する年間約14,000件(2004(平成16)年度)の工事担任者資格者証の発給についても、工事担任者資格者証のラミネート加工並びに資格者証の郵送を希望する申請者に対する返信用封筒への封入、封緘及び発送の作業は特段の判断を必要としない単純な作業であり、大量の処理を効率的に実施できることから、新たに外部委託により実施することとし、2008(平成20)年度までに委託を開始する。外部委託を実施する際には、工事担任者資格者証発給の申請者に対する利便性を維持するため、これまで一連の業務の流れの中で実施していた作業が、業者への受け渡しによって滞留を招かないよう留意し、委託契約において作業の所要期間を明確にすることによって、これまで職員が資格者証発給を実施してきた場合の所要期間をできるだけ維持しつつ発給することを目指す。これにより、業務作業時間が年間延べ約190時間(試算値)削減されることが見込まれる。

さらに、無線従事者免許証及び電気通信資格者証の各資格に係る情報は、個人情報に該当することから、外部委託とした場合でもこれまでどおり情報漏えいが発生しないように、業者に対して個人情報保護に関する作業環境の確保を適切に指示し、情報セキュリティレベルの維持を図る。

イ 業務効率化のためのシステム化

各業務で実施している統計作成・加工作業のうち、手作業や目視により行っている作業等、業務効率化の推進が期待できる次の業務についてシステム化を図る。これにより、業務作業時間が年間延べ約2,000時間(試算値)削減されることが見込まれる。

(ア) 無線従事者免許証発給業務、電気通信資格者証発給業務等において、四半期ごとに取りまとめを実施している手数料収納額報告書に関して、これまでは、STARSに保持しているデータを個々の業務の中でその都度抽出し、手作業等により加工及び集計を行ってきたが、今後は、STARSで管理しているデータに収納日及び収納金額の項目を追加し、新たに開発する統計処理機能により当該報告書を出力可能とする。

(イ) 年間約760件(2004(平成16)年度)の申請・届出がある高周波利用設備の型式指定及び型式確認業務については、業務システムとしては機能化されておらず手作業等で業務を行っていたが、制度改正により対象機器が増加すること等により、今後、申請・届出が増加し、業務量が増大する可能性が高いこと、また、STARS機能全体のWebアプリケーション化と併せて追加開発を行うことで費用対効果が見込めることから、システムによる処理が可能となるように高周波利用設備の業務処理機能の中で追加開発し、システム処理に即した業務手順の改正を実施する。ただし、現在、高周波利用設備の一つである電力線搬送通信について、使用する周波数帯域を拡大することに関して情報通信審議会で審議が行われているところであり、この検討結果によっては、システムにおいて管理すべきデータ項目が変更される等により再度システム改修が必要となる可能性があるこ

とから、システム化をより効率的かつ効果的に実施するため、２００６（平成１８）年度中の措置を待ってシステム開発を実施することとする。

(ウ) 有線テレビジョン放送施設の設置許可申請に係る許可状作成作業について、年間約１，０００件（２００４（平成１６）年度）の許可状の印刷をこれまでの手作業等から、許可状の作成作業に必要な施設区域の情報をデータベース化し、システム化を図る。また、これに併せて、国民からの居住する地域の有線テレビジョン放送施設の利用可能性についての問い合わせに対する対応業務を改善する。これらのシステム開発並びにシステム運用手順及び事務処理手続規程の改正を２００８（平成２０）年度までに実施する。

また、有線テレビジョン放送の許認可業務の中で毎年取りまとめている有線テレビジョン放送に係る業務運営状況報告について、現在公表している項目のみに絞った財政状況分析を行うこととし、システムもそれに合わせたデータ管理項目のデータ処理を行う形態とすることにより、これまで職員の負荷となっていた年間約３００件程度（２００４（平成１６）年度）の財務分析の作業を簡略化し、それに則したシステム運用手順の改正及び運営状況把握に係る業務の改正を２００８（平成２０）年度までに実施する。

ウ 外部機関等との通信ネットワークを介したデータ交換

現在、外部機関等との間で次のような人を介したデータ授受を実施している。

- ①無線従事者免許証（国家試験実施回数 ２３８回（２００５（平成１７）年度予定））及び電気通信資格者証（国家試験実施回数 １８回（２００８（平成１７）年度予定））の発給業務に必要となる、指定試験機関が実施する国家試験の合格者情報〔月２回程度、２指定試験機関から総務省に情報を提供〕
- ②無線従事者国家試験、電気通信主任技術者試験又は工事担任者国家試験の実施に関する事務を行う指定試験機関が当該資格の国家試験合格判定に必要となる無線従事者免許又は電気通信資格者の資格取得情報〔月２回程度、総務省から２指定試験機関に情報を提供〕
- ③アマチュア無線局の無線局免許申請の審査に必要となる無線従事者免許の取得情報〔日次の頻度でＳＴＡＲＳから総合無線局監理システムに情報を提供〕

人手を介したデータの受け渡し作業については、データ輸送における情報セキュリティの確保が課題となっており、データ授受のスケジュール調整の結果として授受データの滞留が生じることもあることから、日次でネットワークを通じたデータ交換を可能とし、２００８（平成２０）年度までにシステム開発及び業務処理手順の改正を行う。

エ 総務省総合文書管理システムとのシステム間連携

これまで総務省総合文書管理システムとＳＴＡＲＳとの間でシステム間連携がないことから、申請・届出等の受付情報を始めとする情報のデータ連携を行う。また、同様に、これらの申請等に対して、年間約１３，０００回（２００４（平成１６）年度）の処分に係る文書起案に関する起案件名を始めとする入力項目についても連携を実施する。更に、処分等の決定に係る内容をＳＴＡＲＳに登録するための原簿登録の際には、決裁日及び決裁

番号に関して連携を実施する。これらにより再度の入力による負担を解消し、誤入力の削減により情報入力の品質を向上させるため、総務省総合文書管理システムとのシステム間の連携機能を2008（平成20）年度までに順次開発する。

ただし、システム開発等の実施に際しては、今後策定される文書管理業務の業務・システム最適化計画を踏まえて実施していくこととする。これにより、業務作業時間が、年間延べ約1,700時間（試算値）削減されることが見込まれる。

オ 審査に必要な情報の登録作業における効率化

これまで、無線従事者免許発給の審査に必要な電波法令違反者データに関して、各総合通信局において担当課室から紙媒体にて受け取り、入力したデータをシステムを通じて全国規模で活用していたが、当該データは、総合無線局監理システムがサブ機能として保持しているデータベースにおいて管理されており、STARSで扱うデータと概ね同等のデータである。これらのことから、職員によるデータの二重入力を解消して業務の効率化を図るため、総合無線局監理システムの電波法令違反者データと連携する機能の開発を2008（平成20）年度までに行う。

また、業務審査のためSTARSに機能化している電気通信事業法違反者情報に関しては、STARSへの登録方法を規定している電気通信事業法違反者データ登録実施手順を明確にし、2008（平成20）年度までに手順に従った登録の実施を開始する。

カ 電子申請の利用促進による効率化

一層の電子申請の普及を目指すため、2006（平成18）年度までに指定試験機関に対して、電子申請の利用促進に関する周知啓発について依頼を行うとともに、試験合格証通知書や国家試験合格公表情報を掲載するWebサイトから総務省電子申請・届出システムにリンクを行う等を実施する。また、オンライン利用促進のための行動計画（平成17年度末策定予定）における利用促進方策を参考にしつつ、国民に電子申請の利用を促すための方策について検討する。

電子申請の利用率の向上を図ることにより、申請・届出等のシステムへのデータ入力作業を軽減し、業務効率化を推進する。

キ 業務の高度化、統計・マネジメント機能の拡充

現在、STARSで許認可業務等を実施している各業務においては、申請処理件数等の情報をシステム又は手作業等により個別に収集して、業務量変化等について把握している。これらの情報をシステムから効率よく取得して、各種統計データの推移を計測し、各業務の進行管理などから業務量推移を計測するための機能の開発を2008（平成20）年度までに実施し、最適化後の業務の分析、PDCA（PLAN、DO、CHECK、ACTION）サイクルの確立を支援する。これによる業務作業時間が、年間延べ約310時間（試算値）削減されることが見込まれる。また、当該計測機能は、業務・システムの最適化計画の実施における改善事項の評価等にも活用する。

(2) STARSにおける安全性、信頼性の確保

情報セキュリティ対策については、「総務省情報セキュリティポリシー（2005（平成17）年3月22日改定）」に基づき実施する。この最適化計画の実施中に当該ポリシーが改定された場合は、最適化計画の実施に合わせて改定されたポリシーに準拠していくこととする。

また、政府機関全体の情報セキュリティ対策を強化・拡充するための「政府機関の情報セキュリティ対策の強化に関する基本方針（2005（平成17）年9月15日情報セキュリティ政策会議決定）」に基づく「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（2005（平成17）年12月13日情報セキュリティ政策会議決定）」に定める基本遵守事項については、この最適化計画の実施に合わせて実施し、強化遵守事項についてもSTARSが保有する情報資産の位置づけ等を踏まえつつ、推進していくこととする。

ア セキュリティ対策の強化

現在、STARSでは、利用職員の各業務処理機能に対するアクセス制御をユーザ認証と関連づけた業務処理機能のメニュー表示の有無により行っているが、データごとのセキュリティレベルに応じたアクセス制御へ変更することにより、情報セキュリティの強化を図る。

また、無線従事者免許及び電気通信資格者証の審査に必要な住民票データは個人情報であることから、暗号化対策を講じてきたが、これまで未実施であった他の業務データの個人情報、又は企業等の事業計画に係る公表前情報について、該当データの暗号化対策を図る。これらは、2007（平成19）年度までに随時実施していくこととする。

なお、暗号化を実施する際は、暗号化技術のアルゴリズムとして、総務省及び経済産業省が公表している電子政府推奨暗号リストに記載されている方式を採用するものとする。

さらに、これまでと同様に、外部の専門的知識を有する業者を活用した情報セキュリティ監査を年度ごとに継続的に実施し、情報セキュリティ監査報告で得られた情報に基づいた適正な情報セキュリティ対策の実施及び必要に応じた運用管理規程の見直しにより、情報セキュリティレベルの維持・向上を図る。

イ バックアップシステムの構築

昭和55年の無線従事者免許の業務システム構築を皮切りに、電気通信行政に関わる許認可業務システムとして、STARSを整備してきているが、当初は、集中処理の業務処理速度に適した通信回線容量がコストの観点から確保できないこと、また、コンピュータの処理能力が十分でないことに鑑み、システムは総合通信局等に分散する方式としていたが、昨今の通信回線コストの低廉化やハードの処理能力の向上を踏まえて集中化を推進してきており、この最適化計画によりサーバの完全集中化を実現することを計画している。

しかし、集中化の弊害として、集約されたシステムが都市直下型地震等の自然災害やハード障害等により停止することで業務続行が不可能となる可能性が高くなる。このため、これらの原因によるシステムの長期停止を回避することが可能なバックアップシステムを2008（平成20）年度までに構築するために、予算効率の観点も踏まえ検討する。

また、現状では、復旧のための情報システムの機器が既に準備されていることを前提としても、S T A R S のシステムをセットアップし、データを復元して運用を開始するまでに約1ヶ月の期間を要するが、今後は、許認可業務に係るシステムの復旧に要する時間を1日とすることを目標とする。

なお、バックアップ施設までの通信回線、情報セキュリティ及び緊急時における保守要員の確保や既存サーバ室の有効利用が可能であることから、設置場所は総合通信局等を候補地として優先的に検討する。

(3) S T A R S 等に係る経費の削減

固定電話・携帯電話等の番号の割当て業務において、番号管理情報をデータベース化し、番号指定を行う総合通信局にネットワークを通じて機能提供するために、運用されてきた電気通信番号管理データベースのシステムについて、運用・保守、サーバ機器、端末、通信回線をS T A R S に統合することにより、情報システム経費の削減が可能であることから、S T A R S の一機能として番号管理業務機能を2006（平成18）年度に開発する。

また、無線従事者免許に必要な画像データについては、参照する場合のデータ量が大きいため、本省、総合通信局間のWAN回線の通信容量に多大なる影響を与えることから、これまで画像サーバを11局所に分散設置して運用してきた。しかし、WAN回線にI P - V P N方式を利用することで情報セキュリティを確保しつつ、通信回線容量を確保することが可能となったことから、これらの分散された画像サーバを2006（平成18）年度までに運用センターに集約化をする。

さらに、これまではシステム化に適した許認可業務の処理から順次システム化を行ってきたため、申請・届出受付の機能を始めとする共通化可能な機能であっても、業務単位で個別に各種機能が開発されてきている。このため、プログラムの不具合等により改修を行う場合、該当機能が共通であっても、対象業務ごとに改修が必要となっている。今後は、申請・届出受付機能及び認証機能、他システムとの連携機能並びに情報共有機能について全業務共通機能として2008（平成20）年度までに統合開発する。これにより、プログラム規模を縮小し、S T A R S の情報システム経費のうち、プログラムのメンテナンスや機能改修及び拡充に係る経費の削減を図る。

一方、個別業務の中でも、類似した業務処理を行う許認可業務として、無線従事者免許証及び電気通信資格者証発給業務の審査、免許証等作成、統計・報告の機能をプログラムレベルで共通化を実施していく。また、有線テレビジョン放送と有線ラジオ放送の許認可業務においても、施設管理や業務管理において機能を共通化できる箇所があることから、審査、確認等の機能を2008（平成20）年度までに共通化する。これらにより年間約70百万円（試算値）の経費削減が見込まれる。

(4) 申請・届出者向け利便性の向上

ア これまで官報による公表を行っていた、無線従事者免許及び電気通信資格者の学校認定等の資格取得に関する情報について、資格取得を目指す国民の利便性向上の観点から、広くインターネットを活用できるよう制度改正を含めて見直すこととする。

このため、2008（平成20）年度までに関連規定の改正を行うとともに、公表に必要なデータをデータベースから抽出し、Webサイトに掲載可能なコンテンツを作成するための機能を開発し、公表までの所要期間を約1週間程度短縮する。さらに、当該機能を活用することにより、他の業務においてもインターネット公表を積極的に行う。

イ 申請者の氏名及び生年月日を審査するために住民票の添付が必要であった無線従事者免許及び電気通信資格者の申請において、すでに住民票コードの記載による代用が可能となっているが、更なる住民票コードの利用促進に向け、国民に対して、広報活動を効果的に実施する。そのため、住民票コードの利用が期待される無線従事者免許及び電気通信資格者の免許を受けるための試験業務を実施している指定試験機関に対して、住民票コードでも免許発給申請手続が可能である旨の周知啓発の支援及び広報活動の依頼を行う。

（5）システムの柔軟性、拡張性の確保等

STARS機能を提供するインフラ基盤であるクライアント端末の更改等により端末のOS（Operating System）が変更される場合、STARS機能に影響があり、改修しなければならない事態が生じている。そのため、可能な限りSTARS機能への影響を減らし、将来のシステム改修コストを軽減するとともにシステムの柔軟性、拡張性を確保するため、クライアント／サーバ型システムからクライアント端末側のWebブラウザで使用可能なWebアプリケーションを活用したシステムに変更する。これにより、クライアント端末への依存から専らサーバ側でのシステム処理の実現を行う。

さらに、システム開発に併せてサーバ等の更新を実施し、運用経費を削減することを含め、年間約99百万円（試算値）の経費削減が見込まれる。

また、上記に際しては、開発生産性及び保守性を高めるため、標準的なアプリケーション開発の手法を利用することを検討し、汎用的なシステム開発を目指す。

なお、システム開発をより適正な価格で調達するため、当該システム開発に関しては、一般競争入札を実施する。

3 最適化工程表

最適化工程表

No.	最適化実施項目	2006(平成18)年度	2007(平成19)年度	2008(平成20)年度	2009(平成21)年度
1	ア 単純な作業の委託				運用
	イ 業務効率化のためのシステム化	設計・開発	一部運用(高周波利用設備、電気通信番号管理)		運用
			設計・開発	一部運用(端末機器の技術基準適合)	
				開発	
	ウ 外部機関等との通信ネットワークを介したデータ交換		設計・開発		運用
	エ 総務省総合文書管理システムとのシステム間連携		設計・開発		運用
	オ 審査に必要な情報の登録作業における効率化		設計・開発		運用
	カ 電子申請の利用促進により効率化		周知啓発等の実施		
キ 業務の高度化、統計・マネジメント機能の拡充	設計・開発	一部運用(高周波利用設備、電気通信番号管理)		運用	
		設計・開発	一部運用(端末機器の技術基準適合)		
			開発		
2	ア セキュリティ対策の強化	設計・開発	一部運用(共通部分)	運用	
			設計・開発		
	イ バックアップシステムの構築		設計・開発		運用
3	STARSに係る経費の削減	設計・開発	一部運用(高周波利用設備、電気通信番号管理、画像サーバ統合)		運用
			設計・開発	一部運用(端末機器の技術基準適合)	
				開発	
4	申請・届出者向け利便性の向上	設計・開発	一部運用(高周波利用設備、電気通信番号管理)		運用
			設計・開発	一部運用(端末機器の技術基準適合)	
				開発	
5	システムの柔軟性、拡張性の確保等	設計・開発	一部運用(高周波利用設備、電気通信番号管理)		運用
			設計・開発	一部運用(端末機器の技術基準適合)	
				開発	

4 現行体系及び将来体系 (別添)

現行体系

- ① 業務説明書
- ② 機能構成図

- ③ 機能情報関連図
- ④ 業務流れ図
- ⑤ 情報体系整理図

将来体系

- ① 機能構成図
- ② 機能情報関連図
- ③ 業務流れ図
- ④ 情報体系整理図

(参考)

- 1 システム運用コストの削減効果（試算値）は、システムの借用・オペレーション・保守等に必要となる経費について、既存のシステムに係る実績費用と業務・システムの最適化を実現した場合を想定した当該費用の大まかな差額を試算したものであり、情報システム関係経費の削減可能額を意味しているものではない。

- 2 業務処理時間の短縮効果（試算値）は、業務処理時間の短縮効果に係る民間の知見と電気通信行政関連業務を対象に調査した代表的な業務の処理時間を基に、最適化が実現した場合どの程度の短縮が見込まれるかを大まかに試算したものであり、具体的な業務処理方法等の事情により、実際の効果は変動し得るもの。

システム構成図

